

報道関係機関 各位

平成 28 年 3 月 30 日
高知労働局労働基準部監督課
課 長 米村 祐規
監察監督官 吉本 雄一
電 話 088-885-6022

昨年 11 月の「過重労働解消キャンペーン」中の重点監督の実施結果

～ 四国 4 局で 230 事業場を重点監督、約 4 割で違法な残業 ～

厚生労働省及び各労働局は、平成 27 年 11 月に「過重労働解消キャンペーン」として、労使団体への協力要請や重点的な監督指導などの全国的な対応を行いましたが、今般、四国地区（徳島、香川、愛媛、高知の各労働局）における期間中の重点監督等の実施結果について取りまとめましたので、お知らせします。

今回の重点監督の結果、違反・問題等が認められた事業場に対しては、是正勧告書等を交付し、是正・改善に向けた指導を行いました。

各労働局・労働基準監督署では、今後も、是正をしていない事業場に対する確認を行い、応じない場合は送検も視野に入れて対応するなど、引き続き監督指導を徹底してまいります。

なお、全国を集計結果については、2月23日の厚生労働省発表資料をご覧ください。

1 「過重労働重点監督」の結果

平成 27 年 11 月の「過重労働解消キャンペーン」の取組の一つとして、若者の「使い捨て」が疑われる企業や、長時間の過重な労働による過労死などに関して労災請求が行われた事業場などに対して重点的に監督指導を実施しました。そのポイントは次のとおりです。詳細は別添資料をご覧ください。

【重点監督の結果のポイント】

(1) 重点監督の実施事業場数 230 事業場（四国内 4 労働局の合計）
（ 55 事業場（高知労働局管内の合計））

このうち 163 事業場（70.9%）で労働基準関係法令違反あり。

（高知労働局管内においては、40 事業場（全体の 72.7%））

(2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり是正勧告書を交付した事業場]

違法な時間外労働があったもの 91 事業場 (39.6%)
(高知労働局管内においては、21 事業場 (38.2%))

うち、時間外労働¹の実績が最も長い労働者の時間数が
月 100 時間を超えるもの：38 事業場 (41.8%)
(高知労働局管内においては、11 事業場 (52.4%))

うち月 150 時間を超えるもの：4 事業場 (4.4%)
(高知労働局管内においては、0 事業場)

うち月 200 時間を超えるもの：1 事業場 (1.1%)
(高知労働局管内においては、0 事業場)

賃金不払残業があったもの 18 事業場 (7.8%)
(高知労働局管内においては、4 事業場 (7.3%))

過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの 34 事業場 (14.8%)
(高知労働局管内においては、4 事業場 (7.3%))

(3) 主な健康障害防止に係る指導状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]

過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの 162 事業場 (70.4%)
(高知労働局管内においては、41 事業場 (74.5%))

うち、時間外労働を月 80 時間²以内に削減するよう指導したもの：91 事業場 (56.2%)
(高知労働局管内においては、22 事業場 (53.7%))

労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの 31 事業場 (13.5%)
(高知労働局管内においては、3 事業場 (5.5%))

1 法定労働時間を超える労働のほか、法定休日における労働も含む。

2 脳・心臓疾患の発症前 1 か月間におおむね 100 時間または発症前 2 か月間ないし 6 か月間にわたって、1 か月当たりおおむね 80 時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるため。

2 過重労働解消相談ダイヤル（無料電話相談）の実施結果

平成 27 年 11 月 7 日（土）に全国で実施された無料電話相談のうち、四国地区の実施結果の概要は以下のとおりです。

相談件数 16 件（全国 488 件）

主な相談内容（複数回答）

(1) 長時間労働・過重労働 3 件（全国 236 件）

(2) 賃金不払残業 5 件（全国 218 件）

3 高知労働局の今後の取組

高知労働局においては、以下の取組を継続して実施していくこととしています。

11月の「過重労働解消キャンペーン」期間後も引き続き、長時間労働削減に向けた監督指導を的確に実施し、是正・改善に向けた指導を行います。また、法違反を是正しないなど重大・悪質な事案については、司法権限を行使し、送検するなど厳正に対処します。

平成27年1月20日に設置した「高知労働局働き方改革推進本部」が中心となって、引き続き、所定労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、勤務地や勤務時間等を限定した多様な正社員制度の導入などにより、長時間労働や転勤を一律に求める従来の雇用環境を見直し、効率的な働き方を進める「働き方改革」を推進します。

4 相談・情報提供の窓口

相談窓口（高知県下の各労働基準監督署の所在地、電話番号）

労働基準監督署名	所在地	電話番号
高知労働基準監督署	高知市南金田 1-39 (労働総合庁舎 1階)	088-885-6031
須崎労働基準監督署	須崎市緑町 7-11	0889-42-1866
四万十労働基準監督署	四万十市右山五月町 3-12 (中村地方合同庁舎 3階)	0880-35-3148
安芸労働基準監督署	安芸市矢ノ丸 2-1-6 (安芸地方合同庁舎 1階)	0887-35-2128

相談の受付時間

土日、祝日、年末年始を除き、平日の午前8時30分から午後5時15分まで。

労働基準関係情報メール窓口

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html

厚生労働省ホームページ内の「労働基準関係情報メール窓口」で、職場における賃金不払残業、その他労働基準法等に関する情報を受け付けています。

労働条件相談ほっとライン（夜間、土日の無料電話相談）

労働者の方からの相談にも、事業主の方からの相談にも相談員が公平・中立的な立場で対応します。労働条件に関する疑問や不安についての相談を受け付けています。

電話番号	相談時間
はい！ ろうどう 0120-811-610	月・火・木・金 午後5時～午後10時 土・日 午前10時～午後5時 12月29日～1月3日は除く

ポータルサイト「確かめよう 労働条件」

<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp>

労働者向け、事業主向け、学生・生徒向けなどに分類して、労働条件や労務管理に関するよくある質問と解説や裁判例などを掲載しています。

